

学校体育施設スポーツ開放の手引き

大治町教育委員会 スポーツ課

この手引き書は、学校体育施設スポーツ開放事業を実施するにあたり、具体的なルールと手続を定めたものです

1 趣旨

広く町民にスポーツ活動の機会を与えるため、大治町立学校の施設を、学校教育に支障のない範囲で開放し、スポーツの健全な普及発展を図るとともに、あわせて町民の健康保持と体力の増進ならびに親睦を深め、生活を楽しく豊かにするために、学校体育施設のスポーツ開放をしています。

(学校開放協力校)

学校名	施設名	曜日	施設利用時間
大治中学校	運動場 テニスコート 柔剣道場	日・祝	9:00~21:00
		平日	19:00~21:00
大治小学校 大治南小学校 大治西小学校	体育館	土・日・祝	9:00~21:00
		平日	19:00~21:00
	運動場	土・日・祝	9:00~18:30
		平日	使用不可

※年末年始（12月29日から1月3日）を除く

※各学校事業や町の都合により、急遽使用できなくなる場合があります。

※敷地内は禁煙・禁酒です。

2 団体利用登録及び利用申請

利用を希望する団体は、次の条件を満たし、スポーツ課窓口で、大治町立学校体育施設スポーツ開放利用登録申請書(様式第2号)と団体員名簿添付の上、登録してください。団体登録がないと使用できません。また個人でのご利用はできません。

(条件)

- ①10人以上で構成する団体であること。
- ②責任者が成人(20歳以上)であること。
- ③団体員のうち10名以上が本町に在住、在勤、在学していること。

※スポーツ保険等への加入をしてください。

(必要な提出書類) ※必要な場合、コピーして利用してください。

①団体登録時

- ・ 第2号様式
「大治町立学校体育施設スポーツ開放利用登録申請書」
- ・ 団体員名簿

②申請時

(昼間利用時)

- ・ 様式第4号
「大治町立学校体育施設スポーツ開放利用申込書」

(屋外夜間利用時)

- ・ 様式第5号
「大治町立学校体育施設スポーツ開放利用申込書(屋外夜間照明施設)」

③取消・変更時

- ・ 様式第7号
「大治町立学校体育施設スポーツ開放利用許可変更承認願」

④減免時(減免団体のみ)

- ・ 様式第8号
「大治町立学校体育施設スポーツ開放施設使用料減免申請書」

⑤破損時

- ・ 様式第9号
「大治町立学校体育施設スポーツ開放 施設・設備破損届」

(団体登録の流れ)

スポーツ課に必要書類を提出

↓

審査

↓

(適当と認められるとき)

登録証の交付(「様式第3号大治町立学校体育施設スポーツ開放登録証」)

※許可した種目のみ有効です。→種目については、別添表のとおり。

※登録証の有効期限は2年とします。

※登録申請の際に、添付した団体員名簿に増減があったときは、利用日の3日前までに届けなければ、変更になった団体員は利用することができません。→ 団体員名簿を再提出してください。

(利用申請の流れ) ※①→②→③の流れ

①申請の手続き

a. 事前申込み(予約)

毎月11日から15日の間に、スポーツセンターにて1会場2コマ(卓球は南小のみ6コマ、大治小体育館は北面2コマ、南面2コマ)を仮で予約する。

事前申込日に利用申請(第4号または5号)をスポーツ課へ提出。

b. 抽選日以降

抽選以後の申込みは、利用の5日前までに、利用申請(第4号または5号)をスポーツ課へ提出。

- 様式第4号「大治町立学校体育施設スポーツ開放利用申込書」
- 様式第5号「大治町立学校体育施設スポーツ開放利用申込書(屋外夜間照明施設)」

②公開抽選

事前申込みで、同日で利用の重複があった場合、毎月16日(16日が休館日や休祝日の場合は、翌営業日)の午後7時からスポーツセンターにおいて抽選を行います。抽選外れの場合、抽選日に限り外れた分のみ申請可能。

③利用許可

抽選日の翌日から、使用料(別添表のとおり)納付(利用の3日前までに納付)時に、許可証(様式第6号)を交付。使用料は原則返金しません。

(様式第6号「大治町立学校体育施設スポーツ開放利用許可証」)を発行

※許可証は鍵を借りる際に役場宿直室で提示すること。

※施設利用の際には、許可証(様式第6号)を携帯すること。

※許可のおりた日時・施設のみ有効です。譲渡や転貸はできません。

④利用の取消し・変更の手続き

利用の5日前(5日前が休館日のときはその前の営業日)までに、スポーツ課へ、様式第7号「大治町立学校体育施設スポーツ開放利用許可変更承認願」を提出。

(添付書類)

- 利用許可証
- 領収書(※必要に応じて通帳のコピー添付)

3 利用と鍵の収受・返却の流れ

利用当日（水曜日以外の平日の昼間時（15：30までの利用分）は、スポーツ課）、役場宿直室で、利用許可証を提示し、利用施設の鍵を収受・返却してください。許可証がないと、借りることはできません。

なるべく、鍵の収受については利用の30分前、返却については利用後30分以内でお願いします。

宿直室では、鍵の受取簿に、借りる方・返却者の氏名・時間・鍵番号を記入してください。

※大治小学校体育館については、2面ありますので、利用者同士で話し合って収受・返却を行ってください。

（注意）

鍵を貸与しますが、利用目的以外には絶対に使用せず、きちんと管理してください。（コピーは絶対にしないでください。）

万が一、鍵を紛失した場合には早急にスポーツ課へ連絡してください。実費負担となります。

紛失の場合、場合によっては、他の学校の警備ボックスも取り替えることになりますのでご承知おきください。

4 利用の中止について

①中止となる場合。

- 教育委員会やその他町の機関が直接利用するとき。
- グラウンドや施設の状態が不良のとき。施設の安全確保ができないとき。
- 状況を問わず、暴風又は、暴風雪警報発令時、東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられたとき。
- 年末年始の施設休館日

※なお、大雨・大雪警報については、安全・生命第一で考え、各団体が判断してください。

②中止の連絡

スポーツ課より代表者へ連絡します。

代表者と連絡が取れない場合、団体登録員のかたへ順次連絡します。

各団体が周知しておいてください。

5 利用の取消しの基準

次の事項のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- 1 スポーツ活動（許可種目）以外で利用したとき。
- 2 営利目的で使用した場合。
- 3 虚偽の申請が発覚したとき。
- 4 町職員の指示に従わなかったとき又は、利用者遵守事項を守らなかったとき。
- 5 その他、団体等として不適格と認められたとき。
- 6 申請のない団体が利用した場合
- 7 使用許可を譲渡や転貸した場合 など

6 けがや破損事故等について

- 事故、盗難、物品の紛失、けが等は自己責任、自己処理で対処してください。教育委員会では、一切の責任を負いません。
万が一、利用者が活動中に施設または設備に損害を与えた場合は、原状回復もしくは損害賠償の責任を負います。
- 学校の器具の破損もしくは異変に気がついた場合は、速やかにスポーツ課へ連絡してください。

→ 破損した場合、「大治町学校体育施設スポーツ開放 施設・設備破損届」を提出すること。

※活動中発生した事故や器具の破損については、施設又は設備の不備によるものを除き、原則として原因者負担（利用者の責任）とします。

（不注意による破損等は、スポーツ安全保険に加入していれば適用される場合がありますので、必要に応じて、傷害保険や賠償責任保険へ加入しておいてください。

7 学校の設備・備品の取り扱いについて

- 施設の必要以外の電気関係（スイッチ、コンセント等）や消火器及び消火施設は、必要な時以外には手をふれないでください。
- 備品等を移動させた場合、元の場所に戻してください。

8 自家用車・自転車の利用、駐車（輪）場について

- 駐車スペースが限られていますので、自家用車の利用は、駐車場内に収まる台数でご利用ください。
- 事故等については、自己責任で対処してください。
※学校、教育委員会では、一切責任を負いません。
- できるだけ乗り合わせを実行し、路上駐車は絶対にしないでください。
- 駐輪は、決められた場所に止めてください。
- 運動場への車の乗り入れは、禁止です。

（注意）

次の場所については、緊急時に使用しますので絶対に駐車しないでください。

大治小学校・・・職員室前、校舎北側駐車場

南小学校・・・・・・体育館北側駐車場

西小学校・・・・・・校舎北側駐車場

（注意）

- 南小学校の出入口については、
西門の一番南側（向かって右：プール北側）を利用してください。
真ん中と北側の出入り口は使用しないでください。

～施設利用について利用者の注意事項～

多くの方に気持ちよく利用していただくために、利用者は施設・設備を大切にしなければなりません。マナーを守り、他の利用者、近隣住民に迷惑を掛けないように心掛けてください。

(省エネの取り組みについて)

- ・現在のところ、光熱水費は学校運営費で負担しています。節電・節水等の環境負荷軽減に鋭意取り組んでいますので、電灯の消し忘れ等に十分注意してください。

(利用時間の厳守)

- ・利用時間は、準備から片付けを含めて、許可時間とします。

(利用者・他者への安全配慮)

- ・体育館利用団体は、体育館用シューズを使用し、体育館入り口で履き替えてください。
- ・活動する前・終了後には必ず体操をし、ケガの予防に努めてください。
- ・他人に危害を及ぼし、もしくは迷惑となる物品・動物の類を携帯、或いは携行をしないでください。
- ・AED設置場所については学校へ確認してください。適宜講習会を受講するなど、必要な時に使用できるようにしておいてください。

(清掃・ゴミの持ち帰りについて)

- ・屋内施設利用後はモップがけなど清掃をしてください。
- ・屋外施設の利用後はレーキ等をかけ、入念に整備をしてください。
※屋外施設利用の際、降雨後や運動場の状況が悪い時は、学校のことも考慮し、利用を中止または運動場整備をしっかりと行なってください。
- ・ゴミ等の後始末については、利用団体でゴミ入れを持参して必ず持ち帰り、校内のゴミ入れ等には絶対に入れないでください。また、施設の清掃、戸締まり、後片付け、消灯については利用者全員で行ってください。なお、敷地内へ持ち込んだものは利用者が必ず持ち帰ってください。

(設備・備品について)

- 体育館のどん帳・暗幕類は使用しないでください。また、許可無くステージや放送室などへあがらないでください。利用施設以外の立ち入りは禁止します。
- 開放施設の倉庫は、学校の体育館の倉庫を借りています。管理運営上支障が無いように利用してください。団体所有の私物を置かないでください。学校やスポーツ課では、一切責任を負いません。
- 施設利用後は、器具等をもとの状態に戻しておいてください。

(敷地内禁煙・禁酒の徹底)

- 学校敷地内は禁煙・禁酒です。
喫煙については、敷地外においても、ユニホーム姿での喫煙が気になるとの苦情が近隣住民からしばしば届いています。社会人としてルールを守り、節度をもった行動をお願いします。
また、子どもを団体員とする団体は、子どもたちの模範となるような、節度ある言動をお願いします。

(不審者や異常(火災・ガラスの破損など)を発見時の連絡先)

- 不審者・・・津島警察(110)とスポーツ課(443-7077)
 - 火災・・・消防署(119)とスポーツ課(443-7077)
 - 警備ボックス等の異常・・・アルソック(0120-86-7799)とスポーツ課(443-7077)
- ※スポーツセンターが休館日の場合、役場(444-2711)

(注意事項の周知徹底について)

- 責任者は、利用者に「手引き」の内容、スポーツ課からの連絡事項の周知徹底をはかってください。
- スポーツ課から通知される事項についても周知徹底をしてください。

利用者が、施設利用の注意事項に違反、もしくは厳守しなかった場合、全施設の利用停止、もしくは利用許可の取り消しをすることがあります。
マナー・モラルを守ってご利用ください。

◀ 開放校における開放施設及び種目 ▶

開放施設及び 種目開放校	運動場	体育館	屋外夜間 照明施設	柔剣道場
大治中学校	ソフトボール、 サッカー、 ソフトテニス、 軟式野球		ソフトボール、 サッカー、 ソフトテニス、 軟式野球	武道
大治小学校	ソフトボール、 サッカー、 少年軟式野球、 ドッジボール	バレーボール、 ビーチボールバレー、 ソフトバレーボール、 バドミントン、 レクリエーション等		
大治南小学校	ソフトボール、 サッカー、 少年軟式野球、 ドッジボール	バレーボール、 ビーチボールバレー、 ソフトバレーボール、 バドミントン、 卓球、 レクリエーション等		
大治西小学校	ソフトボール、 サッカー、 少年軟式野球、 ドッジボール	バレーボール、 ビーチボールバレー、 ソフトバレーボール、 バドミントン、 レクリエーション等		

※上記、表の種目以外の使用はできません。

《 利用時間と使用料 》

	9時～12時 (3h)	12時15分～ 15時15分 (3h)	15時30分 ～18時30分 (3h)	19時～21時 (2h)
小学校体育館 (大治小は 半面の金額)	円 300	円 300	円 300	円 200
小学校運動場	100	100	100	対象外
中学校運動場	100	100	100	4,000
中学校 テニスコート	100	100	100	700
中学校 柔剣道場	300	300	300	200

(開放時間の順守)

- ・開始、終了時刻が守られず、近隣から騒音や照明に対する苦情がしばしば出ています。
ルールを守ることを前提に、公共施設の使用を許可していますので、必ず時間を守ってください。
- ・準備と後片付けも含め、時間内に収めるようにしてください。

(使用料について)

- ・スポーツ少年団については、小学校体育館及び運動場、柔剣道場、昼間の中学校運動場を使用する場合、全額を免除とします。なお、夜間の中学校運動場を使用する場合、本部事業については全額を免除、単位団事業については半額を免除とします。

(利用の制限等について)

- ・全施設12月29日から1月3日までは、ご利用できません。
- ・学校施設については、学校行事などにより急きょ利用を中止する場合があります。

～ おわりに ～

◇事業の沿革◇

学校の運動場・体育館などの施設は、普段は授業や学校行事のために使われる学校教育施設です。

授業や学校行事以外に地域の住民交流・生涯学習のため社会教育施設としても使われています。

当町では、昭和50年代から学校体育施設スポーツ施設開放事業として実施しています。

◇学校体育施設スポーツ施設開放事業とは・・・◇

学校施設開放は、

- ①大治町内の町立学校施設を、
- ②学校教育に支障のない範囲において、
- ③地域住民の交流・運動拠点 として開放するものです。

町有施設の目的外使用許可に相当し、本来であれば使用のつど学校長に許可を得る手続が必要ですが、学校体育施設の開放については、学校体育施設スポーツ施設開放運営委員会に利用書を提出し承認することで、使用許可を得たとみなしています。

◇貸施設とのちがい

一般の貸施設と違い、

- ①営利を目的としない（営利活動での利用も禁止）、
- ②学校体育施設スポーツ施設開放運営委員会に登録した団体のみが利用できる（個人利用不可）、
- ③町内の在住・在勤・在学する者 といった特徴があります。

これは、団体がルールを守り、責任をもって運用し、施設を大切に使うことが前提となっているからです。

「自分たちが自由に使える施設」「使いたい時だけ使用できる施設」ではありませんので、普段から学校事業や施設管理に協力し、学校体育施設スポーツ施設開放を接点に良好な関係を築くよう努めてください。

< 学校体育施設スポーツ施設開放でよくある問い合わせについて >

○気象警報が発表されているが、活動をどうしたらよいか

「4 利用の中止」にも記載してありますが、気象警報が発表された場合、学校の授業や施設内での行事は中止しています。

これに準じた取り扱いをお願いします。警報の有無に関わらず、危険を感じたり、「大丈夫かな」と迷ったりするようであれば、活動は中止してください。活動されて事故等があっても自己責任でお願いします。

○学校施設を利用して講座・教室を開きたい

「2 団体利用登録及び利用申請」にも記載してありますが、無償であっても、営利活動となり、趣旨が異なりますので認めていません。

地域の交流拠点にするために学校体育施設スポーツ施設を開放しており、「自分たちが学びたい」「自分たちで教え合いたい」という生涯学習支援の一環であるためです。

また、団体での利用が基本であり、個人での利用はできません。講師・指導者の生計を立てるための、業として営む教室については、営利活動とみなされるため、利用はお断りしています。

○ 町外や会社だけど学校施設を利用したい

本来の開放の趣旨とは異なりますので、原則としてお断わりしております。この場合、安価な活動場所を探している場合がほとんどだと思われます。例外はありません。

これは、「学校はいつでも使える」「利用する時だけ来て、用が済んだら帰る」という考えを一度認めてしまうと、同様の申し入れを断りにくくなるためです。